

育児休業手当金についてお知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

支給期間

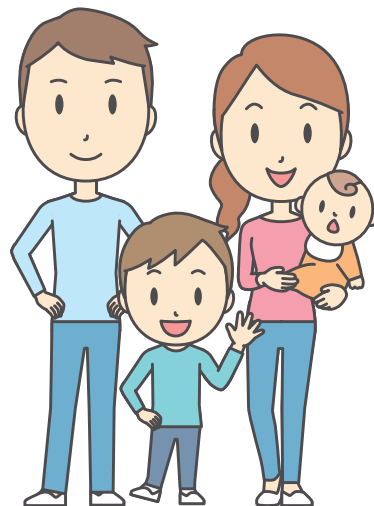
原則として「子の**1歳の誕生日の前日**」まで※支給されます。

※特別の事情に該当する方は、最長**子の2歳の誕生日の前日**まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続については注意が必要です。

パパ・ママ育休プラス

父母共に育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲※で、子が**1歳2か月を迎える日の前日**まで育児休業手当金を請求できます。

※母については、出産日および産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。



支給額

給付は月単位で行います。休業実績を確認した上で、**原則として**休業月の翌月に支給します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{各月の} \\ \text{給付額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{標準報酬月額} \\ \hline \text{標準報酬月額} \times \frac{1}{22} \\ \text{(10円未満四捨五入)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{給付率}^{\ast 1} \\ \hline 67\% \text{ (180日目まで)} \\ \text{または} \\ 50\% \text{ (181日目以降)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{支給日数} \\ \hline \text{土・日を} \\ \text{除いた日数}^{\ast 2} \\ \hline \end{array}$$

※1 暫定措置として支給率が引き上げられています。(40%→67%または50%)

※2 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付要件に該当する方は所属所を通して「**育児休業手当金請求書**」をご提出ください。また、**請求内容や育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書」**のご提出をお願いします。

▶詳細は「福利厚生ハンドブック(令和5年度保存版)」P11からの育児休業手当金のページをご覧ください。

育児休業手当金の延長給付について

当該子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は育児休業手当金の支給終了日翌日）において、保育所へ入所できないなどの要件に該当する場合には、育児休業手当金を最長で子の2歳の誕生日の前日まで請求をすることができます。

延長給付を請求される際の注意事項

育児休業手当金延長給付は1歳までの給付と支給要件が異なります。以下の注意事項や「福利厚生ハンドブック（令和5年度保存版）」などをよくご確認くださいのうえで請求するようにしてください。

●子の1歳の誕生日以降の期間について復職を希望している方が対象

延長給付は子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について復職を希望している方が、特別な事情により復職できない時に対象となります。支給対象となるかについては、提出された請求書（1歳時および1歳6か月時）に基づき審査を行います。

●特別な事情 ※詳細は「福利厚生ハンドブック（令和5年度保存版）」P11をご参照ください。

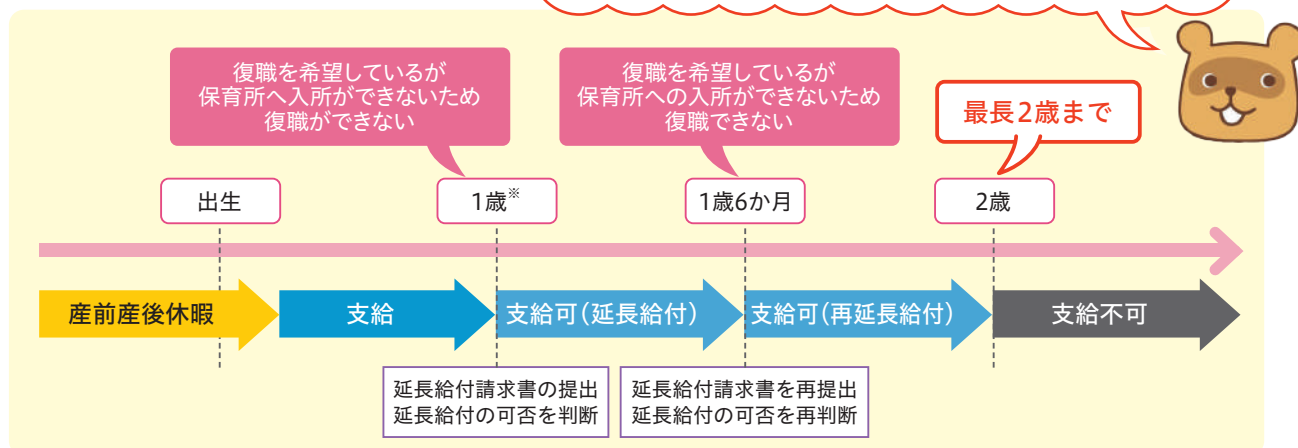
- 子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について、保育所への入所を希望していたが、入所できなかったとき。
- 子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が、所定の事由により養育を行うことができなくなったとき。

●所属所への事前相談・自治体への保育所入所手続きが必要

延長給付の請求にあたっては、事前に復職の時期や育児休業期間の取扱い等について所属所と十分に相談してください。また、上記「特別な事情」①により延長給付を請求する場合、予め自治体に保育所入所申込みを行い、請求期間中は常に入所保留状態である必要があります。支給要件を満たしていないことが判明した場合には、一旦支給が行われた場合でも返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

[特別な事情①による延長給付のイメージ]

延長給付は「1歳の誕生日の時点で復職したい人が保育園に預けたいのに預けられない」というのが要件だよ!



※ パパ・ママ育休プラス該当者はパパ・ママ育休プラスの手当金支給終了日の翌日時点

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827